

**I C T サービス安心・安全研究会
消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG
モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合
モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム
開催要綱**

1 目的

移動通信事業者のモバイル接続料算定における公平性を確保し、適切な算定方法の検討を行うことで、モバイルサービスの適正な提供状況の確保に向けて重要な移動通信事業者の競争環境の整備を図ることを目的とし、モバイル接続料の自己資本利益率の算定に用いられる β （第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項に規定）について、移動通信事業者の事業の多角化等に伴い、 β への「移動電気通信事業に係るリスク」の反映方法等が課題となっていることから、本ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）において検討を行う。

2 名称

本会合は、「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム」と称する。

3 検討事項

- ・ β に関し、総務省令に規定する「移動電気通信事業に係るリスク」及び「財務状況に係るリスク」の勘案をどのように行うべきか
- ・ β の計測期間をどのように設定すべきか

4 構成及び運営

- (1) ワーキングチームの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) ワーキングチームには、主査及び主査代理を置く。
- (3) 主査は、ICTサービス安心・安全研究会座長が指名することとし、主査代理は主査が指名する。
- (4) 主査はワーキングチームを招集し、主宰する。また、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わってワーキングチームを招集し、主宰する。
- (5) 主査は、必要があるときは、必要と認める者を意見交換会の構成員として追加することができる。
- (6) 主査は、ワーキングチームの会合ごとに、当該会合の議題に応じ、必要があるときは、必要と認める者をワーキングチームのオブザーバーとすることができる。
- (7) 主査は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (8) その他、ワーキングチームの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 庶務

ワーキングチームの庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課がこれを行うものとする。

「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム」

構成員（案）

（敬称略・五十音順）

【構成員】

伊藤 敏憲	(株)伊藤リサーチ・アンド・アドバイザリー 代表取締役兼アナリスト
上村 昌司	麗澤大学経済学部教授
関口 博正	神奈川大学経営学部教授
柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授